

特定契約・接続契約に関するモデル契約書の公表について

平成 24 年 9 月 26 日
資源エネルギー庁
新エネルギー対策課

資源エネルギー庁新エネルギー対策課では、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づき、再生可能エネルギーを利用した発電事業を行う事業者（以下「再生可能エネルギー発電事業者」という。）が、電気事業者と特定契約・接続契約を締結する際の便宜に資するよう、別添のとおり、特定契約・接続契約に関するモデル契約書（以下「本モデル契約書」といいます。）を作成しましたので、このたび公表させていただきます。

本モデル契約書は、再生可能エネルギー特措法やその関連法令の規定との整合性を取りつつ、金融機関からの資金調達に当たっての実務上の要請等も踏まえつつ作成したものであり、再生可能エネルギー発電事業者と電気事業者間での円滑な特定契約・接続契約の締結が行われることを目的として作成致しました。

なお、本モデル契約書はあくまで特定契約・接続契約に関する 1 つのモデルを提示しているものであり、本モデル契約書を下敷きにしつつ、法律の規定や趣旨に反しない限り、電源種別や発電設備の規模や個別の事案に応じ、適宜条項の加除修正を行っていただいた上で利用することを妨げるものではありません¹。

また、本モデル契約書とは異なる契約書を利用することを妨げるものでもありません（再生可能エネルギー特措法やその関連法令の規定と整合性が取れた契約書である必要はあります。）。

<お問い合わせ先>

新エネルギー対策課再生可能エネルギー推進室

電話：03-3501-2342、担当：安田・市村

¹ なお、本モデル契約書は、以下のような場合を念頭に置いて作成しています。

- ① 特定契約と接続契約の相手方が同一の電気事業者（＝一般電気事業者又は特定電気事業者）
- ② 設備認定を受けた 500kW 以上の太陽光及び風力発電設備を利用
- ③ 設備認定を受けた発電設備の建設着工前に特定契約及び接続契約を締結
- ④ 発電事業を行うにあたり、金融機関等からの資金調達を実施